

田に於ける南黨の氣勢も亦昔日の如くなる能はざりしなり。殊に上述觀應元年五月の文書に據れば、四年○正平家行神主は「去々年八月五日打折腰膝之後行步全分不叶」と見ゆ。彼れの何年を以て没せるかは、明かならざるも、其末路の蕭條たりし様は、想察に難からず。而して彼れの後、南朝の勢力は蕩然として神都の地を拂ひ、勢南復風を望で奮起するの氣概ある男兒無きに至れるなり。(大正七年二月五日稿)

武者修行に就て (中)

下。川。潮

六 武者修行者の廻國の費用

次に武者修行者の一地方より他の地方へ轉々遍歴するに要せし旅費は如何にせしやと云ふに、廻國者自身の金錢を準備携帶したるものもとよりありしならんも、彼等が多年の廻國に要する莫大なる費用の全部を始めより準備して出發することは到底、望むべからざることなり。これにつきて余輩はもきに武者修行の誘因の節に於て述べし、雲水の行脚を聯想するものなり。即ち彼等が諸國の

叢林を訪ね廻る費用は、或は拜宿點心或は草鞋なごゝ稱して其訪問を受けたる各叢林の人々より得たるものなり。思ふに武者修行者も亦これと同じく其訪問を受けて試合を申込まれし道場、或は其主人より草鞋錢即今日の旅費を與へられ、或は饗應に預り、乃至宿舍を貸し與へらるゝ事もありしが如し。勿論中には斯ることなかりしもあるべけれど、それは寧ろ例外にして、一般には武者修行者に對して宿舍の貸與、饗應等をなすことが、武者修

行者に訪はれしもの、禮にして、又義務の如く思惟せられ居しと思はる。而して此慣例は一種の不文律の如きものとなり、全徳川時代を通じて行はれたるは勿論、明治時代迄も繼續したりしが、大正の今日に於てはこれに金銭を興ふるが如き事は殆ど其跡を絶ちしが如くなるも、尙絶無とは云ひ難し。而して武者修行者に對する響應の如きは尙行はれつゝあるが如し。其實例の二三を舉げて之を證せん、古くは慶長年間諸國を廻國せる武者修行者、疋田文五郎の廻國日記を見るに、其試合の相手方より金銭を贈られ、響應を受け、其家に宿泊せし事等も明記せられ、長きは滞在百日に及びしことさへあり。例へば二十二日逗留して歸る、我等に金子參兩送る。嶋田壹兩。道三里餘り來りて又々御縁を奉待候とて直ちに分るゝ云々。とあるが如し。又徳川時代中期の一例を擧ぐれば、前章に引用せし寶曆の頃の俳諧の宗匠舊寶に

關する語及び、神田は柳原邊の大道易者、朝から一人の客もなく、夕餉の料も得難きに、ふと思ひ付きたるは、當時劍術の道場にては試合に來りし修行者には勝ちても負けても飯を食はして何程かの草鞋錢を呉れると云ふことで、これは妙計なり、我修行者となりて道場に赴かん云々。と云へる或書の記事あり。其眞偽は別問題として、かゝる話の起りし時代は少なくとも其當時武者修行の來りし時は、道場より食事と草鞋錢とを興ふる風習の存在を證するものと云ふべし。況んや幕末より明治年間まで彼等の社會に繼續實行せられ跡顯著なるものあるに於てをや。大日本武徳會範十太田彌龍氏の維新の前後に於ける武者修行について次の實歴談は亦一證となすべし。

其頃の宿賃は二朱ですから、一晚が十三錢と云ふ相場、行くく大分やりましたが、酒は一升十四五錢位のものであつたかと思ふ。稽古が済むと必らず藩主から酒肴を遣はされたも

ので、外に旅費として大抵百疋づ、贈られたが、名古屋其他の大藩では五百疋も貰つたものです云々。

七 武者修行の變遷

余輩はこれより四期に分つて武者修行の變遷を叙し併せてこれが利弊を考察せむとす。

第一期 起源より慶安四年家光薨去迄

先第一期中、足利の中期以後の戰國時代より家康の天下となるまでの武者修行者の状態は、當時の時勢の影響を受けて頗る殺伐にして恰も戰場に臨むが如き危険を伴ひ、當事者も全く決死的覺悟を以てこれに臨みしものゝ如し。而して元和以後慶安四年家光の薨する頃までは第一期より第二期に移る過渡期にして、戰國の遺風尙存し、浪人者の發生亦盛んなりしかば、武者修行も頻に行はれ、第二期とは稍其趣を異にせり。

先づ彼等の使用せる武器につきて考ふるに、正田文五郎の如き新影流の流を汲みたる一派は櫓を

以て試合せしこと多かりしが如きも、當時一般に使用せられたるは、木太刀、棒、眞劍、眞槍の類にして、時には半弓の如き飛道具をも使用せしことあり。又單に棒と稱するも、其種類多く、六尺乃至八尺許りの八角棒を使用せし實例など當時武者修行をなせる人々の日記に見出す事を得。木太刀も同様にして短かきは三尺許より長きは五尺餘のものを用ゐし實例もあれば、又四方に筋金を渡したる五尺餘の木太刀を使用せし事も見ゆ。今最も能く世間に知られたる實例の一二を擧ぐれば、彼の名高き慶長十七年四月十三日宮本武藏と佐々木小次郎との船島(後の嚴流島)に於ける試合に於て、小次郎は備前長光の三尺餘の眞劍を、武藏は四尺一寸八歩の自作の木刀(松井男爵家に其雛形を藏するもの)を用ゐ、又同十年武藏が洛の東北一乘寺村鍛の郷下り松の邊に於ける京都の劍客吉岡又七郎及其門人數十人との試合に以て吉岡又七

郎を斬りし武藏の眞劔は目下津村氏に傳はりたるが、鏝先三尺八分のものなり。

此くの如く當時の試合は眞劔、眞槍若しくは小弓を用ひしが故に、敗れたる者は忽ち死に致され、木太刀又は棒を用ゐる場合も多くは毆殺せらるゝか然らざるも不具者たらしめられるものにして、唯稀に撓を以て立合ひし者無事なるを得たるのみ次に試合の場所も今日と大に異なるもあり。今の道場は殆んど板張を普通とすれども、當時は此くの如き道場にて行ふことはなかりしに似たり。但徳川時代以前既に道場の設けなきにあらざりしが如くなれども、今日の如きものにあらざること明らかにして、只地を平にして、砂を撒き、周圍に青竹等を以て埒を結び、又は注連繩を張るが如き程度のものに過ぎざりしならん。而かも當時の武者修行の試合は必ずしもかくの如き道場に於てのみせられしにあらずして、寧ろ道場以外に於て

行はれしを普通とす。彼の宮本武藏が最初の試合たる新當流の有馬喜兵衛との勝負に於て、有馬を木刀を以て打殺したる際も、播州の或濱邊に矢來を結びたる中にて行はれしこと丹治峯均筆記に見ゆ。鐵巖と刑部亟なるものとの試合が、千くり八幡前に埒を結びし中に於て行はれたること大友興廢記に見ゆ。又前例武藏と佐々木との試合は小倉の絶島船島に於て行はれたるなり。

更に京都附近に於て行はれたる例を舉げんか、同地今出川邊に住みたりと思はるゝ劔客吉岡直重と武者修行者として來りし朝山三徳との試合は慶長九年八月十五日東山八坂に於て行はれ、關東より來れる武者修行者林齊と吉岡直重との試合は同十年六月二十六日に今宮下り松の邊に於て行はれ、共に吉岡の勝に歸し、朝山は殺され、林齊は一時事不省に陥り、漸く蘇生せしも、遂に病を得て京都を去りしこと改定史籍集覽所輯の吉岡傳に

詳し。此他宮本武藏が吉岡憲法の子、清十郎と試合ひし時、清十郎の眞劔にて來るを、武藏は木刀を以て一撃の下に氣絶せしめしことも亦洛外の蓮臺野に於て行はれ、其弟なる傳七郎か兄の敗辱を雪がむとして却つて失敗せし試合の場所も亦洛外にして清十郎の子又七郎が、多數の門人と共に重ねぐの復讐試合を武藏に申込みし處も亦一乗寺村下り松の邊なりき。(二天記及碑文)

又上泉伊勢守の高弟にして疋田陰流の元祖たる疋田文五郎入道栖雲齋が武者修行を終へて慶長六年二月十五日豊前に着し、細川忠興の前に召出され、間に應じて具申せし儘を記せる廻國記を見るに、都合二十一回の立合記事ある中、唯一回丈け山城國愛宕權現の拜殿に於て試合せし記事見ゆるのみ、其他の二十回の立合は其國名を載するのみにて場所を詳かにせず。然れども前後の文章によりて其試合者の家又は屋敷内にあらざりし事は明

瞭なり。而して其中には相手と邂逅せし場所にて隨時隨所に試合せしと思はるゝもの甚だ多し。

試合をなすに先きだちて、豫め所用の武器は白刃を以てすべきか又木太刀を以てすべきかを當事者間に合議し、其協定せる武器を以て執行する事もあれば(大友興廢記)又別に相謀ることなく、各自任意のものを以て立合ひし事もあり、何れかと云へば後者の方寧ろ多かりしが如し。又時日と場所とに就ても豫めこれを約し、其期日に至りて、双方より其場所に出で、立合ひし事もあれば(吉岡傳二天記)又此くの如き豫約なくして邂逅せし場所又は其附近に於て直に試合ひし場合もこれなきにあらざりしなり。

かくて當時の武者修行にては一人にても多く相手を斃せし武者修行者を以て名譽とし、又何時これに斃るゝも時人は毫も之を怪まざりしなり。されど當時の武者修行者として必ずしも皆殺され、若

しくは不具者となれるとは定まらず、機にての試合の如きは双方其無事なりしと云ふまでもなし。唯其の何れに於ても決死的覺悟を以てせるは一なり。而して試合後は敗者は勝者を師として其教を受くるもあり。又師弟の儀を結ばずともこれを自宅に招飲して斯道の談話を聴き、自家の修養向上を計ることもありしなり。

今我戰國時代に於ける武者修行と西洋のナイトエラントとの重なる異同を比較せんか、我國の武者修行が混亂紛糾の社會狀態に産出せられたるが如く、彼のナイトエラントも亦西歐中世の殺伐なる亂脈時代の産物にして、遠き國々を遍歴し種々の冒險に遭遇して其心膽の練磨に勉むるを以て任務とせし點相似たり。豫め時日及場所を協定して試合するを普通とすれどランセロツト *Lancelet* の武者修行の物語にて推知せらるゝが如く、必しも然らざる場合もありしは亦我國のそれと畧相

似し武者修行の武士が到る處の諸侯の賓客となる權利あり、所々の寺院修道院に於ても之を歡待するの風習ありしこと等亦甚だ類似せり。彼等の弱きを扶け強きを挫く義俠的精神は相類似するものあれど、其宗教の爲め、又は戀人の爲めにする心願ありてなすが如きは、我國の武者修行者に於て見出し難く、殊に西洋武者修行者が其意中の人の襟飾、腕輪の如き記念物を己れの肌につけ、又は棧敷より己れの身邊に注がるゝ愛情の眸に勵まされ、力の限り闘ふが如きは我れに於て全く其類を見ざるところなり、且つ西洋にては馬上の試合を主とせしが如きも、我國に於ては殆んどざる實例あることを聞かず。又西洋の武者修行者は恰も我國の武士が戰場に臨むが如く堅甲を身に纏へども我國のそれは決して然らざりしなり。

第二期 家綱より家齊親政時代迄

元和偃武以後の天下は名實共に全く徳川氏の時

中に歸せしが、戰國の遺風尙存して、武者修行の風未だ衰へず、慶安四年頃までの徳川時代初期に於ては浪人者の發生尙頗る多く、武藝を以て食祿を得んがため諸國大名の國々を遍歴する武者修行者をも輩出せしめたり。今慶安四年以前約五十年間の徳川初期に於ける浪人發生の數並に其後慶應元年迄二百五十年間繼嗣なき爲め除封となりし結果發生したる浪人者の比較すれば、

慶安四年 前の除封 其以後	總數 浪人 十萬三千六百人 九千二百人	一年平均數 二千〇七十二人 四十三人
前後比例	約十一分の一	約四十八分の一

（德政陳重博士の「由井止雪事件と徳川幕府の養子法」なる論文中の表に據る）

これに據れば慶安四年以前に於て如何に多數の浪人者發生したるかを知るべきなり。これ慶安四年以前は幕府が末期養子を禁じ無嗣の諸大名は除封滅封せしめ、又不軌を圖り、藩治を誤り、殿中

に鬪争及傷し、人に殺され、人を殺したるもの、切支丹宗に歸依する等重大なる刑辟に觸れたるもの等は幕府は政策上用捨なく特に其封土を沒收滅削せし結果に外ならず。即ち、慶安四年以前と以後とは同じく徳川時代とは云へ、社會人心の風尙と、浪人者の數とに、著しき差異あり。從て武者修行の上にも其影響現はれ、慶安四年以前迄は大體に於て戰國時代の武者修行と大差なく、又其數に於ても亦多數なりしなり。是れ余輩が慶安四年迄を一期に屬せしめたる所以なり。

然るに本期に於ては大坂の役は勿論、高原の亂、由井正雪事件等悉く落着し、四代家綱、五代綱吉、六代家宣以下代を重ね年月を経るに伴つて世は益太平となりしかば、武者修行者の状態の如きも、次第に其形を改め、其數亦著しく減少し、幕府に於ても、從來の如く殺伐にして生命に危害を及ぼす勝負試合の如きは之を禁ずるに至れり。從つて

各藩の各師範家にも從來の如き一刀の下に勝敗を決するが如き武者修行者との試合を嚴禁せり。されど此禁令によりて武者修行者は全く其跡を絶つに至れりと思ふは早計にして、事實上かゝる時代に於ても尙ほ武者修行に出でたる幾多の實例を擧げ得るなり。彼等は勝負を争ふ試合は國禁なるが故に之を避けしも、自己修養の爲めの稽古修行と云ふ名義にて廻國修行を續行せしが如し。されど上述の如き社會の趨勢と此制禁とは武者修行の發達上に一頓挫を來さしめ、人倫訓蒙圖彙にも、昔は廻國修行の兵法者あつて盛んに是を教弘めしが、動もすれば語流と威勢を争ひ仕合喧嘩の中立となりける、此事停止なり。今靜謐の御代なれば其家ならぬ外民間に於ては知らぬこそよけれ、

とあるが如く、元祿以後一時頗る衰微せしは否定す可からざる事實なり。されど其愈絶ねんとする頃には八代將軍吉宗の如き、松平定信の如き名君賢相出て、武藝を奨勵せしかば、武者修行如きも

國禁に觸れざる範圍内に於て漸次復活隆盛となれり、唯其の修行の方法に於て第一期と著しき差異を生ずるに至りしは止むを得ざるところなり。將軍吉宗は延享二年八月職を家治に譲り、大御所と稱して猶政務を與り聽き、寛延四年六月二十日年六十八歳にて薨せしが、彼れの薨する二年前即寛延二年十一月に、澁川伴五郎時英とて有名なる澁川流柔術師範の著せし柔術大成録と云ふ傳書の中に、

眞の社會と云ふものは相互に眞劍を以て勝負を決して一方の息絶へて是迄と云ふ限が見れば誠の勝たるにてもなし(中略)然るに今時の人の社會と云ふものを見れば追鎗を以て鎗合せの眞假をして見たり、革刀、木刀を以て大刀打の眞假をして見たりと、其間に聊かの當り外れを争ひ、其勝負を分て、それにて實の勝負の試しが濟むと心得て居也。能々考へ見れば夫は唯僅かの手傷吟味の様なものにて實々生死決斷の場は今一段も二段もあることなり。此の如く僉議して見る時は今時の人のする社會は畢竟遊事同前なることにて、それほどの

事は旭流を深して試すにも及ばず云々

とあるを以て見るも、此時代に於ける武者修行の状況を知るを得べし。

此の頃の武者修行武器に眞劍、眞鎗の如きは一切之を使用せず、草刀及木刀等を以て仕合ひしこと明かなるが其仕合は當時未だ面籠手の如き防具充分に發達せざりしが故に、互に負傷せざるやう注意せざれば多くの危険を免れず、従つて形式的の試合に流れて、實用に遠かれる型劍術の仕合の如きものに陥りしに似たり。然るに其後寶曆、明和の頃より畧現今使用するが如く稍々完全なる面籠手等の防具及竹刀(櫛と竹刀とは異れり)發明改良せられて、武者修行者も多くは此等の防具及竹刀を用ゐるに至り、稽古及危険の度を減じたるを以て、却つて意を決して打込み、充分氣力を籠めて戦ふを得るに至りし觀あり。且幕府に於ても武藝の奨勵をなせる爲め一時其隆盛を來し、が如き

も、奈何せん太平永く打續きて、旗本の士を始め上下一般柔弱に流れ、其武術の稽古は一般に形式的に流れて實用に遠く、自ら進んで心膽を練磨し、有事の際に充分の働きをなさむと云ふが如き眞面目なる武術者を出すこと少なく、従つて武者修行の如き比較的難行に屬する方面の事は左迄勃興せざりしと見ゆ。

之を要するに、此期間は多少の盛衰あるも、概して武者修行の著しく衰微せし時代なりと云ふを得べく、各藩各武藝の師範家に就ても、幕府の禁令を楯とし、これに種々の理由をも附加して、一般に武者修行者の自己の道場に來る事あることも、其試合を避くるを務めしが如し。若し強ひて武者修行者より懇望せられて止むを得ず行ふ場合も、試合とはせずして只稽古修行と云ふ名義の下に立合を許したり。其武器の如きも試合を申込まれたる人これを決定して、それ以外の寸尺の竹刀又は

武器の使用を嚴禁し、其他種々煩瑣なる手續を設けたる處あり、例へば眞心影流にありては、

最初取替候一札として

稽古磨き爲めの試として立合申候上は勝負の善惡によりて意趣意恨の發決して有之まじく候萬一心得違等にて口論仕掛け候方片落之御取捌に何方迄も諸親類一同相願可申候
右之趣御互に相守り日本の神以聊も被申間敷候仍知件

と云ふが如き一種の起請文様のものを取替し、其他種々の盟約の下に漸く此を許したり。他の各流亦略これと同一の手段を以て一般に他流試合を避けんとせる傾向あるを免れざりき。

紹介

圖書

●日本の佛教

境野真洋著

日本の佛教の概観に資せんがために、著者がさきに編輯發行したりし「佛教叢書録」の跡に依りて、平易簡易に敘述せられたるも

のなり。即ち佛教の傳來より鎌倉時代の佛教に至るまで章を分つこと八章、鎌倉時代以後の事項は其以前の關係事項の下に含めて説述するに力めたり。其第一章「日本佛教傳來の年」に於ては、欽明十三年以前に早く佛教の傳來したりとする諸種記録を蒐め、之れの考證批判をなし、「法王帝説」の記事なる欽明戊午の年を攷究して、書紀の紀年を訂して、之れを欽明帝在位の七年に該當せしめ、佛教の百濟より公に傳來したる年とせる等は著者の篤實なる研究態度を見るべし。第二章「造寺と造像」に於ては佛教傳來後の造寺造像の狀況を述べ、其中には聖德太子建立の寺院數につき、二十一寺、又は九院、七寺、五寺等の説あるを其一一について考説し、第三章「聖德太子及び大寺の由來」に於ては太子の事業等をも説き、以下「東大寺國分寺の建立」「南都の六宗」「平安朝新宗教の勃興」「叡山東寺の佛教大勢」等の各章に於て奈良、平安朝の佛教の大勢、又各宗の教祖、其門下龍象の事蹟事業等を概言し、「鎌倉時代の佛教」に於ては、淨土教、禪宗、日蓮宗に就いて簡易に其教義と寺院の興隆等を述べたり。其間議論の件ふ所のものは、多く之れを避けたるも、只卷末の章鎌倉時代勃興の新宗派の歴史を叙する所は、稍々簡に過ぎ、初學者の方に聞くべき處の當遺されたる如き洵あるものありと雖、尙、著者が佛教史の研究家として從來世に關わたる著作と相關連して、初學者にとりて又日本